

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和8年6月30日

長 門 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号 事業	2号 事業	3号 事業	4号 事業	地域	重点区域との 重複の有無		
○				長門市仙崎青海地区	無	令和6年度～令和10年度	青海地域資源保 全会
○				板持地区 上川西地区 開作・上ノ原地区	無	令和6年度～令和10年度	西深川地域資源 保全会
○				長門市深川湯本 三ヶ村地域	無	令和7年度～令和11年度	三ヶ村地域資源 保全会
○				小原地区 木津地区 黒川地区 大羽山地区 湯町地区 上政地区 安田地区	無	令和7年度～令和11年度	俵山農地水運営 委員会
○				兎渡谷地区 麓・中小野地区 上ヶ地区 沢江地区 浅田地区 宗頭地区 中村・市・生島地区 豊原・二条窪・平野地区 東方地区	無	令和7年度～令和11年度	長門市三隅地域 資源保全管理協 定運営委員会
○				油谷河原地区 油谷伊上地区 油谷中畑地区 油谷本郷地区	無	令和4年度～令和8年度	長門市油谷地域 資源保全管理協 定運営委員会
						～	
						～	
						～	